

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年五月十七日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一六―〇―六七

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

別表第三中「人事院様式601」を削り、同表の表面中「平成」を「令和」に改める。

別表第四中「人事院様式602」を削り、同表の表面中「平成」を「令和」に改める。

別表第六中「人事院様式603」を削り、同表の表面中「平成」を「令和」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。